



# ŌMIYA NEWS



No.4

2024年7月25日

JR 東労組大宮地本

大地申  
第28号

7月9日交渉

## 「運転士による車掌業務の一方的な運用拡大」に伴う緊急申し入れ交渉を行う！！その①

1. 大地申第23号団体交渉にて「他箇所での運用となった場合、必要な情報は提供する」と回答したが、今回「相互運用（運転士による車掌業務）について」を一方的に職場周知を行った経緯を明らかにすること。

### 会社回答 と経緯



組：4月に大地申第23号で宇都宮運輸区における運転士による相互運用について労使議論をしてきたが、6月26日に労使議論もなく各職場に一齐に teams にてアップされた。経緯を明らかにするべきだ。

会：社員周知と同じタイミングでお知らせした。実施時期やルールについては各箇所でも決定していくことから6月26日には知らなかった。支社が実施時期などについて知ったのは6月27日となる。

組：そういう事は事前に職場から支社に知らせないのか！

会：この間には支社と現場長などとやりとりしてきた。6月上旬に26日の社員周知に向けて実施できるように調整してきた。運用方法については宇都宮のケースがベースになることも伝えてきた。

組：本当にいつからやるのか支社は知らなかったのか？

そんなに大宮支社は現場に興味がないのか！！

社員の運用はそんな簡単なものなのか！？

会：把握しておけば良かったと思う…。

現場を不安にさせるような副長のコミュニケーションは是正するべきだ！！

★さいたま運転区副長発言一部  
「エルダーも車掌をやるかも…」  
「ワクワクするだろ…」

会社「誤解を生むようなコミュニケーションは管理者としてあってはならない。継続して支社として指導していく。」



組：議論経過や緊急申し入れが出された経緯を踏まえ、労働条件の変更であり労使議論を踏まえるべきだ！

会：申23号議論を否定するものではない。就業規則の変更に関わらず提案するしないに関わらず引き続き労使議論していく。

その②へ



# ŌMIYA NEWS



No.5

2024年7月25日

JR 東労組大宮地本

大地申  
第28号

7月19日交渉

## 「運転士による車掌業務の一方的な運用

## 拡大」に伴う緊急申し入れ交渉を行う！！その②

### 小山運輸区／大宮統括センター乗務ユニット／さいたま運転区

# 運用の形が示される！



- ・運転士交番を基本に月2回程度車掌業務を行う
- ・運転士から車掌への勤務変更は原則行わない
- ・休日出勤は可能

※運転士で、かつ予備勤務で相互運用可能な社員がいた場合は充当する場合はある

- ・行きは運転士、帰りは車掌という運用は行わない
- ・技量維持や生活設計など不安な部分など勤務指定前にコミュニケーションは取っていく

・駅直(駅勤務経験後、車掌を経験せずに直接運転士に登用された方のこと)は(1回目のみ)対象外  
(第1回交渉で)駅直の方は対象外と回答されましたが、本社で整理できて駅直も最初の回(1期)では行わないが、今後は対象となる。

・定例訓練はどちらも出られるように会社が環境を整える



### さいたま運転区に関わる独自の内容(会社回答要旨)

- ・相互運用する方に兼務をかけていく
- ・社員周知が7月26日までだが、全社員へ周知が終わってから運用を開始する
- ・1ヶ月の車掌訓練期間では運転士の技量維持の乗務は行わない。単独後に不安があればフォローする。(添乗なども含む)
- ・訓練は行路の出勤や退勤の時刻を基本に本人の間に合う時間で受講していただきたい。徒歩時分の概念はない。
- ・さいたま車掌区では訓練は指定してきたが、今後は forms など活用して個人が受けたい日を指定する。
- ・Web などで行うことは検討中。
- ・タブレットは制服と一緒に持ち帰り、忘れた場合は予備タブレットがさいたま車掌区に3個あるので対応してもらう。
- ・説明会は7月26日までであり全社員に説明してから運用を開始する事になる。

## 主要な運用については基本的には宇都宮統括センター

## 乗務ユニットの労使議論で確認した運用で行う

※各箇所の運転士交番で技量維持の対象となる行路については検討中である。

# 確認